

さいたま市告示第408号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和8年3月11日

さいたま市長 清水 勇 人

1 開発区域に含まれる地域の名称

さいたま市桜区田島七丁目2040番1、2041番1、2041番3、2041番4

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

さいたま市桜区田島七丁目19-11

社会福祉法人南桜会 理事長 細淵 紀雄

3 許可番号

令和7年7月18日

第開-S2025020号

4 検査済証番号

令和8年3月10日

第完-S2025020号